事務所通信

令和８年 10 月号
山 本 修 税 理 士 事 務 所
株式会社　川島経営研究所
http://www.kawa-kei.co.jp
〒105-0014 東京都港区芝 2-2-15 芝ﾋﾛｾﾋﾞﾙ 5F
TEL03(3456)4361　FAX03(5476)7255　E-mail:info@kawa-kei.co.jp

最低賃金の引上げ

１．地域別最低賃金

２０２６年度の地域別最低賃金の改定は全国全て増額となりました。前年度より平均 56 円の増加となりました。（前年は 63 円の増加）最高額は東京都で 54 円増加の 1,280 円となりました。次いで神奈川県が 54 円増加し 1,279 円となりました。大阪府も 54 円増加して 1,231 円、愛知県は 55 円増加し 1,195 円となりました。昨年最も低かった高知県、宮崎県、沖縄県のうち 2 県は 63 円を増加して 1,086 円となりました。宮崎県については 62 円増加の 1,085 円となりました。上げ幅は 54～65 円の上昇でした。上げ幅の最も高い県は佐賀県で 65 円の増加でした。東京都、神奈川県、大阪府の３県が 54 円の増加になりました。

これにより変更後は宮崎県がわずか 1 円の差ですが最も低くなりました。改定額の全国加重平均額は 1,177 円（昨年度 1,121 円）でした。全国加重平均額 56 円の引上げ（昨年度は 63 円）となりました。最も高い東京都と最も低い宮崎県との金額の差は 195 円となりました。2026 年 10 月以降に適用されます。

その他の関東地方の最低賃金は以下のようになりました。

最低賃金　　単位：円

	2026年	2025年	増加額	発効予定日
東京都	1280	1226	54	10月1日
神奈川県	1279	1225	54	10月1日
埼玉県	1196	1141	55	10月1日
千葉県	1195	1140	55	10月1日
栃木県	1125	1068	57	10月1日
茨城県	1136	1074	62	10月18日
群馬県	1120	1063	57	10月3日

東京都で一日８時間、月２１日の労働だった場合は 1,280 円×21 日×8 時間で 215,040 円となります。

社会保険加入条件の撤廃

最低賃金がどんどん上がります。２０２６年 10 月１日からは社会保険の要件に変更がありました。106 万円の壁が廃止されます。自分の働き方や手取りはどうなるんだろうと不安や疑問を感じている方も多いのではないでしょうか。

今回の制度改定によって、これまでの年収 106 万円の壁という認識をガラリと変える必要があります。変更点を整理しました。

1.「金銭基準」から「時間基準」へ

2026 年 10 月からの社会保険制度の見直しにおいて、最大の変更点は「年収 106 万円相当（月額 8.8 万円以上）」 という賃金要件が撤廃されました。

これまでは、「週 20 時間以上」と「月額 8.8 万円以上」の両方を満たした場合に社会保険（健康保険・厚生年金）への加入義務が生じていました。

しかし、賃金要件がなくなったことで、加入判断の基準はシンプルに週 20　時間以上働いているか否かとなりました。つまり、最低賃金で週 20 時間以上働いた場合、年収が 106 万円に届いていない方でも自動的に社会保険の加入対象者となります。

これにより、従来の年収 106 万円を超えないようにシフトを調整するという考え方自体が意味を持たなくなりました。

2. 働き方の見直し

週 20 時間以上働くと社会保険料が天引きされるため、一時的に手取りが減る「手取りの逆転現象」が起きることがあります。この減額分を補い、手取

りをしっかり増やすためには、シフトを増やして年収125万～130万円以上を目安に働くのが効果的です。保険料を払うことで「将来の年金額が増える」「病気やケガの際の傷病手当金がつく」といった長期的なメリットも得られます。

事業主側としてはどれくらいの方が週20時間程度の働き方をしているか把握し、週20時間未満でシフトを組むか、20時間をはるかに超えるシフトにしてもらい社会保険に加入してもらうか確認する必要があります。「106万円の壁」の撤廃は、最低賃金の上昇により無意味なものになっております。一見複雑に思えますが、実は「年収」から「労働時間（週20時間）」へ判断基準がシンプルになったとも言えます。

（芝事務所：山本　修）

酒税（ビール）の改正

2026年10月1日から酒税の取り扱いがかわります。

日本の酒類市場において長年定着してきた「ビール」「発泡酒」「第３のビール」という３つの区分は、単なる味覚の分類ではなく、主に「麦芽（ばくが）の使用比率」と「原材料」の法律上の定義によって分けられてきました。

分類は以下のとおりです。

ビール（第１のビール）：麦芽比率50%以上。指定された副原料のみで造られる、豊かなコクと苦味を特徴とする商品群（「アサヒスーパードライ」「ザ・プレミアム・モルツ」など）。

発泡酒（第２のビール）：麦芽比率50%未満、または果汁などのビールには使用されない副原料を使用した、すっきりとした味わいの商品群（「淡麗極上〈生〉」など）。

第３のビール（新ジャンル）：税負担の軽減を目的に、大豆等の代替原料や発泡酒へのスピリッツ添加によって開発された商品群（「金麦」「本麒麟」など）。

本来、発泡酒や第３のビールは、高額な酒税を回避し消費者へ手頃な価格で提供するためのメーカーによる開発努力の産物でありました。しかし、税制の公平化を図る一連の酒税改正により、この市場構造は大きな転換点を迎えております。2020年から段階的に実施された酒税改正は、2023年の「第３のビール」の「発泡酒」への統合を経て、2026年10月にすべてのビール系飲料の税率を350ml缶あたり一律54.25円へと一本化することになりました。（改正前税額：ビール63.35円、発泡酒・第３のビール46.99円）

公平性の追求：「似たようなお酒（原料や製法が少し違うだけ）で税額が大きく異なるのは不公平」という国の方針によるものです。

メーカー開発競争の健全化：「税金を安くするための商品開発」から「純粋においしさを追求する商品開発」へシフトさせたいという意図もあります。

この税率一本化により、従来のビールは実質的な減税（値下げ傾向）となる一方、発泡酒および旧第３のビールは増税（値上げ傾向）となります。税額の差による価格格差が解消されることで、今後の市場は単なる価格優位性ではなく、品質や風味の違いによる純粋な商品価値に基づく選択の時代へと移行していくと考えられます。

かつて節約の強い味方だった「第３のビール」の価格優位性が失われ、ビール市場は大きな転換点を迎えています。

税率一本化は単なる値上げ・値下げではなく、日本のビール文化が「多様性と品質で選ばれる時代」へ移行する大きな節目となります。

価格差が縮まることで、「安さで第３のビールを選ぶ」から「せっかくだから本物のビールを飲む」という人が増加します。安さから「好み・品質」へ消費者の意識が変わることを狙います。

また大手メーカーも定番ブランドを、減税に合わせて「ビール」品目として刷新・リニューアルする動きを加速させています。

（芝事務所：樋口　太）